

報告原稿

阪神・淡路大震災20年後の現実

「終の棲家」を追われる震災復興借上げ住宅入居者

阪神・淡路大震災救援・復興兵庫県民会議 岩田伸彦

阪神・淡路大震災（以下大震災）は来年1月17日で22年となりますが、震災復興借上げ公営住宅入居者が全く予期していなかった借上げ公営住宅から、行政によって追い出しが強制的に進められ、行政が被災者を裁判訴える暴挙を行なっています。

（主として神戸市の例を取り上げます）

1・借上げ住宅とは、

自然災害で住宅を失なった被災者に復興公営住宅が提供されますが、余りにも多くの住宅が失われ、復興公営住宅だけでは絶対数が足りず、また広い敷地がなく、工期、資金などの面から、それらを補うために自治体は民間やUR（旧・住宅公団）などが建設したマンションを借上げ、それを行政が借上げ公営住宅として被災者に提供したものです。

オーナー（UR）と自治体が20年間の賃貸契約（但し延長あり）し、その物件を自治体が入居者の対し賃貸契約し入居させたものです。

（入居者に当たって20年契約について説明なし、期間明示のない契約書、自治体の公文書の中に継続入居を認める内容の発言など多数あり）

自治体の提供戸数

兵庫県 3,120戸 神戸市 3,852戸 西宮市 423戸 尼崎市 120戸
宝塚市 30戸 伊丹市 42戸 合計 7,587戸 大阪府豊中市 60戸

2・各自治体の継続入居基準

（同じ阪神・淡路大震災被災者でありながら自治体によって継続入居基準が違う）

兵庫県・85歳以上、重度障害者・介護度3以上と、それ以外で特別の事情がある場合に証明できるものを添付申請すれば、判定委員会において決定する。

神戸市・85歳以上、重度障害者、介護度3以上のみ

西宮市・85歳以上・重度障害者、介護度3以上も5年間猶予のみ

伊丹市・全世帯の継続入居を認める。

宝塚市・全世帯の敬読入居を認める。

尼崎市・当面は転居の斡旋はしない。期限まで入居可能

*神戸市は、初期には全世帯転居方針で説明し転居を強要していたが、借上げ住宅入居者の継続入居希望と反対運動によって、上記の継続入居を認める方針に変更した。

3・突然の転居通知と運動

借上げ公営住宅には「終の棲家」として入居されたものですが、神戸市では2010年秋ごろになって突然入居者にこの借上げ公営住宅は、URと行政が20年契約で借りたものであり、20年の期限が来たら他の公営住宅に転居しなければならないと通知しました。

入居者にとっては「終の棲家」として入居したものであり、突然のこの通知はまったく「寝耳に水」であり、入居者の不安が拡がり、怒りが充満しました。

神戸市では入居者は「市長への手紙」で転居が困難な理由と継続入居を求めて切々と書いて市長に提出し、或いは神戸市議会に入居者と各区の連絡会が中心となり、陳情・口頭陳述などを繰り返し継続入居を求めました。

こうした中で大震災直後に結成された「被災者ネットワーク」や各区の連絡会と支援者によって「ひょうご震災復興借上げ住宅協議会」を結成し、継続入居を求め神戸市交渉を重ね、市議会には毎回のように陳情書を提出し、口頭陳述を重ねています。

4・借上げ住宅弁護団の結成

借上げ住宅入居者の権利を守っていくために、自由法曹団の弁護士 10 数人によって「借上げ住宅弁護団」が結成され、借上げ住宅に向いて「相談会」や、医療機関と一緒にあって「医療と借上げ住宅問題相談会」などを開催し、法律相談を丁寧に行い行政の執拗な追出し交渉には代理人として交渉に当たっています。

現在は、神戸市 2 件 3 世帯、西宮市 7 件 7 世帯に対する「建物明渡等請求」裁判の被告弁護人として奮闘されています。

5・神戸市の態度

神戸市は他都市と比較し市営住宅が多すぎると、市営住宅第 2 次マネジメント計画で市営住宅 7,000 戸削減を掲げ、その内 3,000 戸を借上げ住宅削減するとしました。

この計画を実現するために何が何でも借上げ住宅入居者の追い出しを強行しています。借上げ住宅入居者の実態調査も行わず転居を強要したことにより、借上げ住宅協議会の対市交渉や市議会都市防災委への陳情、口頭陳述や日本共産党など厳しい追及により、多くの問題点が明らかになり、途中で 85 歳以上・重度障害者・介護度 3 以上の継続入居を認めると方針変更には追い込まれました。しかしそれ以外はどんな事情があっても一切継続入居を認めていません。

6・神戸市の一例

1 例を挙げれば神戸市では、85 歳以上、重度障害者、介護度 3 以上の方々の継続入居を認める方針以前の全入居者転居方針の元で、重度障害で両上肢機能に著しい障害、体幹機能障害で座位不能、首、胸等しばしば硬直、激しい痛み、視覚障害で右目は 0,01、難病の脊髄小脳変性症、介護度 5、常時車いす生活の入居者で、借上げ住宅 1 階のバリアフリーの障害者住宅から、14 階建の一般住宅 14 階に転居させています。トイレやお風呂など一部改造されたものの廊下は狭く、室内を動くのは不自由であり、火事や災害が発生した場合どうすれば良いかと聞いたら、市の担当者は平然と自分で降りてくださいと回答、不安になって再度の転居を求めたが、公営住宅から公営住宅には条例で移れないと拒否しています。凡そ、憲法のもと法治国家でこうした事態は絶対にあってはならないことです。

私たちが何回も対市交渉し、神戸市議会に陳情、口頭陳述しても、「きめ細かく、丁寧に対応しています」の一点張り回答で、依然放置されたままです。

この背景には神戸市議会がチェックすべきですが、自民、公明、民進、維新など与党会

派の市長べったりで、議会のチェック機能の喪失があります。

7・兵庫県

84歳以下でも必要な書類と各種証明を付けて申請すれば、弁護士や医師も参加する判定委員会で決定する仕組みになっています。

これまでに2回の判定員会で、継続入居希望157世帯に対して154世帯の継続入居を認め、その内85歳以上などの条件クリアーが88世帯、継続入居基準に満たない84歳以下の世帯の内、69世帯に継続入居を認めました。

このことによって神戸市内では、兵庫県の借上げ住宅入居者と神戸市内の借上げ住宅入居者では、継続入居基準の違いが生ずることになっています。

8・運動の現状

借上げ住宅問題が発生した直後から入居者が立ち上がり、神戸市の制度としてある「市長への手紙」で各人が、継続入居を求めて直訴し、著名に取り組み、対市交渉、議会陳情、口頭陳述などに取り組んできました。入居者と支援者によって「連絡会」を結成し、現在は西宮市の連絡会を含めて「ひょうご震災復興借上げ住宅協議会」を結成し、今日まで毎月1回の代表者会議を開催し現在51回となり、神戸市、西宮市による行政が市民を訴える「建物明渡請求」裁判を取り下げよ、継続入居を希望するすべての入居者の継続入居を認めよと運藤を進めています。

冒頭で述べましたように、20年の継続入居期限が過ぎたことを理由に、神戸市と西宮市が「建物明渡」を求めて神戸地裁と神戸地裁尼崎支部に提訴を行ない、すでに両方の公判が始まっています。

9・最後に

1995年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、人類史上初めての「高齢化社会」を直撃した地震とも言われましたが、あの日からやがて22年、当時60歳の人でも80歳を超えられています。新しいところでコミュニティづくりは大変な問題です。

この間の20数年は重く、体力の衰え、健康の劣化、友人の死、連れ合いの死による単身化、病弱など生存の条件、環境が悪化していきます。

こうした中で意に添わぬ転居を強要することが何をもたらすかは明白です。

比較的元気な人、隣人などが転居し、残った高齢者、障害者、病人など誰が支えるのか、転居しても知らぬ土地、周囲は知らぬ人ばかり、「残っても地獄、転居しても地獄」です。

この問題は、平成34年2月末最終入居期限まで続きますが、継続入居を求めるすべての世帯の継続入居が実現できるように頑張らねばと思っています。

この借上げ住宅問題は阪神・淡路大震災被災者の問題であるばかりか、現に東日本大震災被災者に提供されている「みなし仮設住宅」でも問題化する可能性もあり、首都直下地震や東南海地震をはじめとする大災害での居住問題では、絶対に公営住宅だけでは間に合わず、借上げ住宅制度なくしては、生活再建も成り立ちません。

そのためにも「良き前例」を作るために頑張っていきます。

以上